「にかほ市　夢いきいき２１　マイタウン事業」実施要綱

（趣旨）

第１条　この事業は、「参加と協働のまちづくり」をすすめるため、町内会や集落、ボランティア団体など市民有志で組織する自主的な団体や個人が、自ら進んで取り組む地域づくり事業を支援するもので、当該団体等が実施する事業に対して助成を行い、もって地域の活性化や振興を図り、郷土愛を醸成するものである。

（助成対象事業）

第２条　助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とし、国及び県又は市等の既存の補助制度がある場合は、その制度の運用を優先する。

（１）地域内のコミュニティ形成に必要なソフト事業の他、住民生活改善に必要な環境整備事業等のうちコミュニティづくりをすすめる事業

（２）郷土芸能や伝承行事等の伝統文化の保存、伝承をすすめる事業

（３）地域の振興を図るイベントの開催事業

（４）地域づくりや郷土の文化等に関する研修、調査研究事業

（５）その他、市長が特に必要と認める事業

２　次に揚げる事業及び経費は、助成対象から除くものとする。

　（１）労務費等の人件費

　（２）団体構成員等の報酬費

　（３）飲食費。ただし事業遂行時の茶菓子代並びに事業の性質上必要と認められる飲食は除くものとする。

　（４）営利を目的とする事業

（５）宗教に係る事業

（６）日常的な趣味やサークル活動等

（７）賞品として取り扱う金券等

（事業主体）

1. 事業の実施主体は、町内会や集落、ボランティア団体など市民有志で組織する自主的な団体または個人（以下「団体等」という。）とする。

（申請）

第４条　「にかほ市夢いきいき２１マイタウン事業」の助成を受けようとする団体等は、事前に希望調書を提出し、助成対象事業に該当するかどうかの審査を受ける。その後、該当となった場合は、補助金等交付申請書を市長に提出するものとする。

（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

２　助成金の交付は、原則として第２条に掲げる事業ごとに、年度内１団体等につき１回限りとする。

（助成金等）

第６条　助成金は、予算の範囲内において交付する。

２　第２条の各号に掲げる事業に対する助成金は、原則として２分の１以内の額（千円未満は切り捨てる。）とし、交付限度額は５０万円とする。ただし、同じ団体による同一事業とみなされるものについて継続的に行われた場合、自治会が行う年中事業を除き、４年目以降は原則として３分の１以内の額（千円未満は切り捨てる。）とし、交付限度額は５０万円とする。

３　事業参加者への賞品に対する交付限度額は、賞品総額の３分の１以内の額（千円未満は切り捨てる）とする。

４　事業費に変更が生じた場合、原則として助成金の増額変更はしないものとする。

（事業の変更等）

第７条　助成金の交付申請をし、若しくは交付決定を受けた団体等で、当該事業が次の各号に該当する変更が生じたときは、事業計画変更申請書を市長に提出し、承認を求めなければならない。

1. 当該事業に要する経費に増減が生じたとき
2. 当該事業の期日、会場等に変更が生じたとき
3. 施工場所または設置場所に変更が生じたとき

④　当該工事の構造、機能等の施工内容に変更が生じたとき。ただし、構造、機能等は主要な部分の変更とし、付帯設備などの軽微な変更は除く。

1. その他、市長が必要と認めた事項

２　助成金の交付決定を受けた事業が実施できなくなった場合は、助成事業取り下げ申請書を提出しなければならない。また、すでに交付を受けた助成金がある場合は、その全額を返還しなければならない。

（実績報告）

第８条　団体等は、助成事業が完了したときは、実績報告書を市長に提出しなければならない。

（要綱の検証及び見直し）

第９条　この要綱は３年を超えない期間ごとに第１条の趣旨にふさわしいものであるかを検証し、適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成１７年にかほ市規則第４２号）によるものとする。

　附　　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の「象潟町　夢いきいき２１　マイタウン事業」実施要綱（平成１７年象潟町要綱第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附　　則

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この告示は、平成２１年４月１日から施行する。

　附　　則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

※　他課等において、類似事業がある場合は調整を図るとともに、原則として他課等所管既存事業、要綱等を優先する。

※　当制度は、団体の運営活動費として補助するものではなく、市民に還元される事業費として補助するものである。